

むつ市自動運転実証運行業務委託仕様書

本仕様書は、むつ市（以下「発注者」という。）が実施するむつ市自動運転実証運行業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 業務名

むつ市自動運転実証運行業務委託

2 業務の目的

本市の公共交通を取り巻く環境は、市内バス及びタクシー事業者の運転手不足や高齢化等の影響により、路線バスの減便や廃止、タクシー運行車両の不足等といった形で顕在化し、年々、厳しさを増している状況であり、地域社会の持続可能性を脅かす喫緊の課題となっている。

また、令和7年度からは全ての中学校の部活動が地域に移行し、令和9年度からは大湊高等学校とむつ工業高等学校の統合校の開校が予定されているなど、今後、本市における交通事情は大きな転換期を迎えており、限られた運転手リソースを今後の街の変化と合わせて有効活用するため、市内の公共交通の再編に向けた検討も予定されている。

本業務は、持続可能な地域公共交通システムの構築や、市民の生活利便性の向上と移動格差の解消等に向けて、自動運転車両導入の有用性を確認するとともに、将来的なレベル4自動運転車両導入を見据えた社会受容性の醸成、レベル4実現性の検証、潜在的な移動ニーズの分析を行うためのレベル2自動運転車両の実証運行に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

4 業務の対象地域

むつ市内の一部地域

5 業務内容

(1) 自動運転車両の運行準備

① 自動運転車両の調達

受注者は、本業務のため、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を1台調達する。

イ 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた電気自動車であること

ロ 自動運転レベル2以上での走行が可能であり、かつ将来的に車両整備等により自動運転レベル4での走行が可能であること

ハ 空調設備が完備されていること

ニ 乗車定員は10人～15人程度とすること

ホ 以下と同等以上の機能を持った運行管理システムが搭載されていること

- ・車両に搭載したカメラによる車両内外の遠隔監視
- ・緊急時における車内との通話
- ・緊急時の発進や停車等の車両の遠隔制御
- ・走行中の車両の速度や位置等のリアルタイム情報の遠隔把握

ヘ 自動運転車両の保管場所は発注者と受注者の協議により決定すること

ト 車両事故に備え、準備開始から実証運行終了までの期間中、損害賠償保険（対人、対物、人身傷害、施設賠償、生産物賠償（施設・建物等））に加入すること

② 関係機関等協議

受注者は、本業務実施にあたり、関係機関との協議並びに必要な申請を行うこと。

イ 駐停車合意の公示

乗合自動車の停留所における自動運転車両の停車のため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条の規定による合意の公示に関し、当該業務を所管する機関並びに関係のある者等との協議及び合意の取得を行い、公示に必要な書類等を提出すること。

ロ 関係機関との協議等

公安委員会や道路管理者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

ハ 関係事業者との協議等

路線及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整を行い、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

ニ 地域コミッティ関係事業者との協議等

レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた協議及び調整を行うため設置するレベル4モビリティ・地域コミッティへの参画並びに運営支援と会議に必要な報告書等を作成すること。

※上記イ～ニに係る関係機関との協議に際し発生する全ての経費については、原則受注者の負担とする。

③ 走行設定等

受注者は、自動運転車両の走行を実施するために必要な事前調査を行い、走行ルートを設定し、運行が可能な状態とすること。

イ 電波測定

走行ルート上における電波の受信感度を確認すること。

ロ 現地調査

自動運転車両の走行にあたり、走行ルート上の必要情報を収集すること。

ハ 業務実施体制の構築

運行の実施に必要な技術者の配置、システムの導入や遠隔監視などの実施体制を構築すること。

ニ その他

必要に応じ、高精度3Dマップなどを作成し、走行ルートを設定すること。

(2) 自動運転車両の運行

① 運行計画

受注者は、次に掲げる内容で自動運転車両の運行を実施すること。

なお、自動運転に対する社会受容性の向上を目的とし、自動運転に対する市民の理解やニーズ等を把握し、自動運転車両の利用につながる取組等を実施すること。

また、運行にあたっては、むつ市中心部における回遊性向上を考慮し、ルート及びダイヤを設定すること。

イ 運行期間

令和7年10月中旬頃から30日間とする

なお、この期間には車両の保守点検に要する日数を含むものとする。

ロ 運行ルート及び停留所

別紙を基準とし、発注者と受注者との協議により定める。

ハ 運行ダイヤ

発注者と受注者との協議により定める。

ニ オペレーター

受注者は、走行に必要な資格を有する職員を配置する。

なお、将来的な地元事業者による自動運転車両の運行を見据え、下北交通株式会社、ジェイアールバス東北株式会社、有限会社むつ車体工業を参画させることとする。

ホ 運賃

運賃は無料とする。

ヘ 社会受容性の調査・検討

利用者に対して乗車後に運行内容に関するアンケートを実施することとする。

そのほか社会受容性の調査に必要なアンケートがある場合は、発注者と受注者との協議により実施することとする。

② 運休

受注者は、次に掲げる理由においてのみ、自動運転車両を運休することができる。

なお、車両の保守点検のための計画運休にあたっては、あらかじめ発注者と協議し、突発的な運休にあたっては、速やかに発注者へ報告すること。

また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること。

イ 災害の発生又は天候の悪化等

災害の発生又は天候の悪化等により、自動運転車両の運行が危険もしくは困難な場合

ロ 交通規制等

走行ルート上における工事などの交通規制等により、自動運転車両が運行できない場合

ハ 車両不調

自動運転車両の不調により、自動運転車両の走行ができない場合

ニ その他

その他、突発的な事象等によりやむを得ない場合

③ 事故対応

受注者は、事故の発生により自動運転車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をするとともに、速やかに発注者に報告すること。

また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること。

(3) 自動運転レベル4の社会実装に向けた提案

受注者は、本市での自動運転レベル4の社会実装に向けて、信号機の協調や路上カメラ等の導入について、本業務で得た走行データ等の情報を元に実施内容を検討し、発注者に提案すること。

(4) 報告書作成

① 自動運転車両の利用者数の報告

受注者は、自動運転車両の利用者数について1日ごとに発注者に報告すること。

また、運行期間終了後には利用者数をとりまとめた報告書を提出すること。

② 走行データ等の報告

受注者は、本業務において収集した走行データ等について報告書を提出すること。

③ 成果の報告

受注者は、上記報告も含め、本業務において収集したデータ、安全性、利

便性、社会受容性、将来性、経営面、地域の移動手段としての代替性・補完性に関する検証結果及び発生した課題について整理し、来年度以降、自動運転技術を実装していく上で必要な対策や実施方針を検討し、成果報告書として業務報告書に添付して提出すること。

(5) 打合せ協議

本業務では、業務の遅滞が生じないように必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

なお、受注者は打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、発注者へ提出するものとする。

6 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務実施体制表
- (5) 現場責任者届
- (6) 完了届
- (7) 成果品納品書
- (8) その他発注者が指示するもの

7 業務の完了

受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品一式を提出し、完了検査を受けるものとし、その合格をもって業務の完了とする。

なお、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とし、修正に要する費用は受注者が負担するものとする。

8 成果品

本業務の成果品及び部数は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 業務報告書（5の(4)に掲げる各種報告書含む）（A4版） | 2部 |
| (2) 業務完了までの会議録、協議記録及び関係資料（A4版） | 一式 |
| (3) (1)及び(2)を格納した電子記録媒体（CD-R又はDVD-R） | 一式 |
| (4) その他発注者が必要と認めた資料 | 一式 |

※電子記録媒体については、PDF及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint）で作成する。

9 その他

- (1) 受注者は、本業務の履行にあたり関連諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は発注者に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
- (5) 受注者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (6) 本業務により得られた資料、情報及び成果品等の所有権、著作権及び利用権は発注者に帰属する。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理する。
- (7) 本業務は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき処理しなければならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者で協議の上、決定する。

